



# 金沢市公報

号外第3号の8

令和7年(2025年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ		
<b>●訓令甲</b>			
○金沢市職員提案規程の一部改正について (デジタル行政戦略課)	1	○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課)	4
<b>●告 示</b>			
○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (産業政策課)	2	○金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (〃)	4
○金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱の一部改正について (森林再生課)	2	○金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱の廃止について (福祉政策課)	4
○金沢市コミュニティセンター整備費等補助金交付要綱の一部改正について (市民協働推進課)	2	<b>●教育委員会規則</b>	
○金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱の一部改正について (道路建設課)	3	○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	5
		○金沢市図書館規則の一部を改正する規則 (図書館総務課)	5

## 訓 令 甲

### ●金沢市訓令甲第1号

府 中 一 般

金沢市職員提案規程（昭和32年訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

題名を次のように改める。

金沢市職員の事務改善提案等に関する規程

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「意見を提出する」を「事務改善提案等を行う」に改める。

第7条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条を第8条とする。

第6条に見出しとして「(人事記録)」を付し、同条中「会議において審査された意見のうち、優良と認められた意見を提出した」を「前条の規定により褒賞を受けた」に改め、同条を第7条とする。

第5条に見出しとして「(事務改善提案等の公表等)」を付し、同条中「前条の規定に基づき報告を受けた意見」を「前条第2項の規定により決定した審査の結果に係る事務改善提案等」に、「当該意見」を「当該事務改善提案等のうち、優良と認められるもの」に、「ほう賞する」を「褒賞する」に改め、同条を第6条とする。

第4条に見出しとして「(会議による審査等)」を付し、同条中「意見を、実現性、経済性、独創性等」を「事務改善提案等を、能率性、経済性等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた審査の結果が適當と認めるときは、当該審査の結果を決定するものとする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「意見を提案しよう」を「事務改善提案等を行おう」に改め、同条第2項中「意見」を「事務改善提案等」に改め、「これを受理し、速やかに」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、次に掲げる事務改善提案等については、審査に付きないことができる。

(1) 次のいずれかに該当すると認められる事務改善提案

- ア 過去に第6条の規定により優良と認められた事務改善提案と同一のもの又は著しく類似しているもの
- イ 既に実施をしているもの

ウ その他事務改善提案として不適当であるもの

(2) 次のいずれかに該当すると認められる事務改善報告

ア 過去に第6条の規定により優良と認められた事務改善報告と同一のもの又は著しく類似しているもの

イ その他事務改善報告として不適当であるもの

第3条を第4条とする。

第2条に見出しとして「(事務改善提案等の要件)」を付し、同条中「意見提案の範囲」を「事務改善提案等」に、「職務に関する具体的な改善意見で」を削り、「該当した」を「該当する」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事務改善提案等 事務改善提案及び事務改善報告をいう。

(2) 事務改善提案 事務の改善についての、具体的かつ建設的で、実現可能な提案をいう。

(3) 事務改善報告 事務の改善で、高い成果を上げたもの、効果的に見直されたもの等の報告をいう。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

---

告 示

---

●金沢市告示第69号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

附則第3項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

---

●金沢市告示第70号

金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱（令和3年告示第82号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

第2条第9号中「第13条」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

---

●金沢市告示第71号

金沢市コミュニティセンター整備費等補助金交付要綱（昭和54年告示第66号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

第1条中「修繕」の次に「、耐震診断」を加える。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 この要綱において「耐震診断」とは、コミュニティセンターの地震に対する安全性の評価をいう。

第2条に次の1項を加える。

4 この要綱において「耐震改修」とは、コミュニティセンターの地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修（耐震診断の結果に基づく当該補強又は当該改修に係る設計を含む。）をいう。

第3条中「若しくは次に掲げる修繕」を「修繕（次の各号のいずれかに掲げる修繕に限る。）をし、若しくは耐震診断」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

補助金の交付の対象となるコミュニティセンター（増築（バリアフリー整備に該当する増築に限る。）及び修繕の場合におけるコミュニティセンターを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める条件に該当するものとする。

- (1) 新築又は購入の場合 当該コミュニティセンターの延べ面積が80平方メートル以上であり、かつ、当該町会等の区域内に既に補助金（他の補助制度による補助金を含む。）の交付を受けて設置したコミュニティセンターがないこと。
- (2) 増築（バリアフリー整備に該当する増築を除く。）の場合 当該増築する部分の床面積の合計が15平方メートル以上であること。
- (3) 耐震診断の場合 当該コミュニティセンターが昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手されたものであること。
- (4) 貸借の場合 当該賃借に係る集合住宅の住戸の床面積が40平方メートル以上であるものであること。

第5条第1項中「又は修繕」を「、修繕又は耐震診断」に改め、同項第1号中「10,000,000円」を「12,000,000円」に改め、同項第2号中「11,000,000円」を「13,000,000円」に改め、同項第3号中「12,000,000円」を「14,000,000円」に改め、同項第4号中「13,000,000円」を「15,000,000円」に改め、同項第5号中「14,000,000円」を「16,000,000円」に改め、同項第6号中「10,000,000円」を「次のア又はイに掲げる修繕の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア イに掲げる修繕以外のもの 10,000,000円  
イ 耐震改修を含むもの 12,000,000円

第5条第1項第7号を次のように改める。

- (7) 購入の場合 10,000,000円（購入と修繕とを同時にを行う場合にあっては、次のア又はイに掲げる修繕の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額）

ア イに掲げる修繕以外のもの 10,000,000円  
イ 耐震改修を含むもの 12,000,000円

第5条第1項に次の2号を加える。

- (8) 修繕の場合（当該修繕に要する費用の額が1,000,000円以上の場合に限る。）次のア又はイの区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア イに掲げる修繕以外のもの 10,000,000円  
イ 耐震改修を含むもの 12,000,000円

- (9) 耐震診断の場合 1,000,000円

第5条第5項中「又は修繕」を「、修繕」に改め、「ときに限る。」の次に「又は耐震診断の場合」を加える。

第8条第1項中「による補助金」の次に「（耐震診断に係る補助金を除く。）」を加え、同条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本市からコミュニティセンターの整備費等に対する補助金（耐震診断に係る補助金に限る。）の交付を受けた町会等は、第3条の規定にかかわらず、この要綱による補助金（耐震診断に係る補助金に限る。）の交付を受けることができないものとする。ただし、災害等の理由により市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分からの補助金について適用する。

#### ●金沢市告示第72号

金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱（平成3年告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

第2条第1号中「勾配が30度を超える傾斜地で、高さ3メートルを超えるもの」を「金沢市建築基準条例（昭和36年条例第6号）第2条に規定する崖」に、同条第2号中「勾配が30度を超える傾斜地で、高さ3メートルを超えるものに限る。」を「金沢市建築基準条例第2条に規定する崖に限る。」の下端」に改め、「金沢市建築基準条例（昭和36年条例第6号）第2条各号に掲げる」を「当該がけの高さの2倍未満の」に改める。

第2条第9号中「昭和45年6月30日以前の建築に係る」を削り、「住宅で」を「既存不適格住宅で」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 既存不適格住宅 金沢市建築基準条例の一部を改正する条例（令和7年条例第25号。以下「令和7年改正条例」という。）の施行の際現に存する住宅又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の住宅であって、建築基準法第3条第2項の規定により令和7年改正条例の規定による改正後の金沢市建築基準条例第2条の適用を受け

ないものをいう。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了するがけ近接等危険住宅の除却について適用し、施行日前に完了したがけ近接等危険住宅の除却については、なお従前の例による。

#### ●金沢市告示第73号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

第2条に次の1号を加える。

(13) 高齢者向け耐震改修融資利子補給制度　社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に規定する独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

第4条第1項及び第5条第1項中「により」を「に関係書類を添えて」に改める。

第9条中「切り捨てた額」の次に「(耐震改修工事に係る補助金を受ける場合で、高齢者向け耐震改修融資利子補給制度を利用するとき)にあっては、当該額から575,000円（当該耐震改修工事に要する費用の額に5分の2を乗じて得た額が575,000円を下回る場合にあっては、当該5分の2を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額））を控除した額」を加える。

様式第1号の備考を削る。

様式第2号中

事業実施期間	着手予定	年 月 日	を
	完了予定	年 月 日	
完了予定		年 月 日	に

改め、同様式の備考を削る。

様式第3号の備考及び様式第4号の備考を削る。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

#### ●金沢市告示第74号

金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱（令和6年告示第188号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

金沢市長 村 山 卓

第2条に次の1号を加える。

(5) 高齢者向け耐震改修融資利子補給制度　社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に規定する独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

第9条中「切り捨てた額」の次に「(耐震改修工事に係る補助金を受ける場合で、高齢者向け耐震改修融資利子補給制度を利用するとき)にあっては、当該額から575,000円（当該耐震改修工事に要する費用の額に5分の2を乗じて得た額が575,000円を下回る場合にあっては、当該5分の2を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額））を控除した額」を加える。

様式第1号の備考及び様式第2号の備考を削る。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

#### ●金沢市告示第75号

金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和5年告示第170号）は、廃止する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

## 附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 金沢市住民税均等割非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和7年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和5年告示第170号）を、「令和7年告示第75号（金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱の廃止について）による廃止前の金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和5年告示第170号。以下「旧給付金要綱」という。」に改める。

第8条第1項第1号中「金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱（以下この号において「旧給付金要綱」という。）」を「旧給付金要綱」に改める。

教育委員会規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市教育委員会教育長 野口 弘

## ●金沢市教育委員会規則第1号

## 金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

第1条の表金沢市学校給食本共同調理場の項中「森本小学校」を「森本小学校 大浦小学校」に、「不動寺小学校 三谷小学校」を「不動寺小学校」に改め、同表金沢市学校給食扇台共同調理場の項及び金沢市学校給食鞍月共同調理場の項を削り、同表金沢市学校給食西部共同調理場の項から金沢市学校給食東部共同調理場の項までを次のように改める。

金沢市学校給食西部共同調理場	泉中学校 清泉中学校 高尾台中学校 長町中学校 高岡中学校 西南部中学校 緑中学校 頼中学校
金沢市学校給食北部共同調理場	鳴和中学校 北鳴中学校 長田中学校 浅野川中学校 港中学校 金石中学校 大徳中学校 森本中学校
金沢市学校給食東部共同調理場	兼六小学校 小坂小学校 夕日寺小学校 犀川小学校 田上小学校 朝霧台小学校 杜の里小学校 野田中学校 城南中学校 紫錦台中学校 兼六中学校 犀生中学校

第1条の表に次のように加える。

金沢市学校給食南部共同調理場	長田町小学校 諸江町小学校 千坂小学校 鞍月小学校 大徳小学校 西小学校 三馬小学校 富樫小学校 伏見台小学校 頼小学校 四十万小学校 扇台小学校
----------------	--

## 附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第1条の表金沢市学校給食本共同調理場の項の改正規定（「不動寺小学校 三谷小学校」を「不動寺小学校」に改める部分に限る。）及び同表金沢市学校給食西部共同調理場の項から金沢市学校給食東部共同調理場の項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

金沢市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市教育委員会教育長 野口 弘

## ●金沢市教育委員会規則第2号

## 金沢市図書館規則の一部を改正する規則

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を附則第2条とし、附則に次の2条を加える。

第3条 条例附則第2項に規定する金沢市立玉川図書館長町図書室（以下「長町図書室」という。）の位置は、金沢市長町2丁目2番43号とする。

2 長町図書室の休室日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
  - (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日
  - (3) 図書等特別整理期間

3 長町図書室の開室時間は、午前10時から午後7時まで（日曜日及び土曜日にあっては、午前10時から午後5時まで）とする。

4 前2項に定めるもののほか、長町図書室の管理及び運営に關し、必要な事項は、館長が別に定める。

第4条 当分の間、第13条第1項中「玉川図書館の駐車場及び玉川こども図書館の駐車場（以下これらを）とあるのは「玉川こども図書館の駐車場（以下」と、第22条第3項第2号中「午前10時から午後7時まで（日曜日等にあっては、午前10時から午後5時まで）」とあるのは「午前10時から午後5時まで」と、第26条の表玉川図書館の項中

〔 〕

	7 施設及び設備の維持管理に関する事項
	8 金沢市図書館協議会に関する事項
	9 他係に属しない事項

と

あるのは

「 」

	7 長町図書室の管理及び運営に関する事項
	8 施設及び設備の維持管理に関する事項
	9 金沢市図書館協議会に関する事項
	10 他係に属しない事項

」

し、第16条第1項の規定は適用しない。

## 附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、金沢市図書館規則附則に2条を加える改正規定（附則第3条及び附則第4条中第26条の表玉川図書館の項の読み替えに係る部分に限る。）は、同月14日から施行する。